

水道週間スローガン 『飲み水を 未来につなごう』

6月1日(月)から7日(日)は、第62回「水道週間」です

「ぼくたちで」

水道週間のこの機会に

水道についての理解を深めましょう。

町の水道施設について

○川妻取水場

利根川の表流水を川妻浄水場へ送る施設です。

○小手指配水場

埼玉県行田浄水場で作られた水道水を受水し、川妻浄水場へ送水しています。

○川妻浄水場

川妻取水場から送られてきた利根川の表流水を塩素処理・ろ過処理等を行った水道水と、小手指配水場を経由して送られてきた埼玉県の水道水とともに各家庭に配水をしています。



水道の届出はお早めに

次のような場合は届出が必要になりますので、上下水道課までご連絡ください。

1 水道を開始するとき

- ・ 町内で転居するとき
- ・ アパートに入居するとき
- ・ 一時中止していた水道の使用を再開するとき

2 水道を休止するとき

- ・ 町内へ転居するとき
- ・ 町外へ転出するとき
- ・ 長期不在となる時

3 使用者を変更するとき

- ・ 使用者が死亡したとき
- ・ 使用者が代わったとき

水道のメーター検針について

正確な検針を行うため、次の事項にご協力をお願いします。

- ・ 水道メーターボックスの上には物を置かないでください。
- ・ 水道メーターボックスの中はいつもきれいにしてください。
- ・ 犬は放し飼いにしないで水道メーターボックスから離して繋いでください。

・ 家の増改築のとき水道メーターボックスが床下や屋内にならないようにしてください。

飲料水の確保

災害が発生した場合、行政等による救援体制が整うまで、およそ3日間を要するといわれています。それまでは、各家庭で備蓄している飲料水等で生命を維持しなければなりません。万が一の災害に備えて、みなさんのご家庭でも、一人あたり1日3ℓの飲料水を3日分備蓄しましょう。

○お問い合わせ

上下水道課 水道G
☎(84)3000 (直通)



令和元年度情報公開制度の運用状況のお知らせ

○情報公開について

情報公開は、町が保有する行政情報を住民等からの請求に応じて公開する制度です。

町では、情報公開条例を制定し、行政情報を公開しています。

○情報公開対象文書

平成13年4月1日以降に作成または取得した行政情報

○情報公開を請求できる方

- ・ 町内に住所のある方
- ・ 町内に事務所、事業所のある個人、法人その他の団体
- ・ 町内の事務所、または事業所に勤務している方
- ・ 町が行う事務事業に利害関係のある方

○令和元年度における情報公開の実績

区分	請求件数	公開した内訳			
		請求のうち公開件数	全部公開	部分公開	非公開
情報公開	1	1	0	1	0
※任意的公開	3	3	2	1	0
個人情報	0	0	0	0	0

※任意的公開とは、町外の方が情報公開請求をする場合や平成13年3月31日以前の行政情報の公開を請求する場合の取扱いのことをいいます。

○お問い合わせ

総務課 庶務人事G
☎(84)1111 (内線213)

選挙人名簿抄本閲覧状況の公表について

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間に行った選挙人名簿抄本閲覧状況について、公職選挙法第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則第3条の4の規定に基づき、次のとおり公表します。

○令和元年度閲覧状況(1件)

利用目的	申出者
「令和元年度茨城県政世論調査」の調査対象者の抽出のため	(株)マーケティング・リサーチ・サービス

○お問い合わせ

総務課 庶務人事G
☎(84)1111 (内線213)